

# 真宗佛光寺派第十九代門主随庸上人の和歌

\* 田中 仁

はじめに

## 第一部 解説

- 一 随庸上人略伝
  - 二 御製和歌
  - 三 御三代短冊
  - 四 随庸上人和歌集
  - 五 能登瀬村善性寺什物
- 第二部 翻刻
- 一 御三代短冊
  - 二 随庸上人和歌集
  - 三 能登瀬村善性寺什物

## はじめに

浄土真宗の宗祖親鸞は和歌の意義を認めず、また自ら詠作することもなかったとするのが現在の定説である。ところが、親鸞の四百回忌(寛文元年・一六六一)の前あたりから、親鸞が時の帝にも認められた詠歌の達人であるという伝承が広く流布するようになっていた。たとえばこの頃の刊行物のうち、早い例としては古浄瑠璃『しんらん記』(寛永(一六二四)〜一六四四)頃刊)、大谷派の長福寺慶秀の著とされる『本願寺聖人親鸞伝絵私記』(慶安三年(一六五〇)刊)などにこうした伝承が見られる<sup>(2)</sup>。

この現象は、江戸幕府の寺院に対する統制が強まり、佛光寺をふくむ真宗の本山の、准門跡寺院という寺格が確定していくのにもなつて、門主が宮廷社会において和歌を必要とするようになったことと関係しているのではないかと、先に拙稿「佛光寺と和歌」<sup>(3)</sup>に記した。文献上の確たる根拠があるわけではなく、幕府の寺院に対する統制と親鸞の詠歌伝承の流布が同じ頃におこっていることによる推測である。しかし、すくなくとも親鸞四百回忌の五年前、明暦二年(一六五六)に門主になり、延宝三年(一六七五)に退職した随庸上人の詠作が、佛光寺派の歴代門主の中では比較的多く現存しているのは確かである。いわゆる幕藩体制の確立とともに、門主にとって和歌を詠む機会、詠まなければならぬ機会が次第にふえ、いつばう門徒にとって門主が歌を詠むことが疑問や不審、違和感を覚えるべきことではなくなった、というより、むしろ逆に門主が和歌を詠むことが当然であると、広く思われはじめたのがこの時期ではないかと、私は推測している。

ともあれ、『しんらん記』の刊行された寛永から親鸞四百回忌の寛文の頃にかけて、真宗佛光寺派の門主は経海上人、随庸上人であった。経海上人は佛光寺第十八代門主で、慶長三年(一六〇六)に生まれ、元和四年(一六一八)、十三歳で門主になり、明暦二年(一六五〇)に遷化した。享年五十一、在職三十九年である。随庸上人はその長子として寛永十一年(一六三四)に生まれ、前記の

\* 鳥取大学地域学部地域文化学科

ように明暦二年に、父経海上人の遷化により第十九代門主になった。在職二十年で延宝三年に退職、元禄二年（一六八九）遷化した。享年五十六である<sup>④</sup>。

本山佛光寺に所蔵されている経海上人にかかわる和歌資料は、所蔵書画の目録（写本）とそれに基づいて作成された仮目録<sup>⑤</sup>によれば、後掲の『御三代短冊』のうちの和歌短冊一枚のみであるし、整理調査中の書冊・文書の中にも現時点では見られない。しかし一方の随庸上人は、「目録」・「仮目録」によれば後掲の（一）御三代短冊、（二）随庸上人和歌集のほか、「秋和歌短冊二葉」、「月梅の図」、「逢坂山蟬丸の図」、「詩・和歌」（随庸上人筆「和漢朗詠集」断簡）、「三十六歌仙」、「十二月花鳥歌色紙」の七点があり、歴代門主の中でもっとも多い<sup>⑥</sup>。

これらの本山佛光寺所蔵の随庸上人にかかわる和歌資料のうち、上人自身の作を見ることのできる次の三点をここに紹介する。

（一）御三代短冊

（二）随庸上人筆和歌集

（三）能登瀬村善性寺什物

この三点を通じてみられる随庸上人の歌は、（一）に一首、（二）に五十首、（三）に十四首で六十五首、後に記すようにそのうち十首が重複しているので実質は五十五首になる。すべて短歌である。これらのほかに、「ゆく螢雲のうへまでいぬへくはあきせかせ吹と鷹に告こせ」（『伊勢物語』）の短冊を向かって右に、「月前述懐 物おもはでみし夜は月も心がらまたが袖に影くもる覽 随庸」の短冊を向かって左に並べて仕立てた一軸が、前掲の「秋和歌短冊二葉」として所蔵されているが、この「物おもはて」の歌は『随庸上人和歌集』の二十四番歌と同一である。以上が現在知られる随庸上人自身の詠作の全部である。

次の第一部「解説」において、まず随庸上人の略伝を、現在刊

行されているものとしては、澁谷門主家の家譜『澁谷歴世略伝』<sup>⑦</sup>とならんでおそらく最も詳しい伝記である『佛光寺辞典』の記述を引いて紹介し、若干の補訂を試みる。次にこれら三点について、書誌もふくめて簡単に解説する。

## 第一部 解説

### 一 随庸上人略伝

『佛光寺辞典』の「随庸上人」の項の全文は次のとおりである。便宜のため私に傍線を付し、和暦には西暦を添える。

佛光寺第十九代の宗主。諱は堯導、幼名は椿磨といひ、院号は良正院。第十八代経海上人の長子。<sup>①</sup>母は吉川経倫の女で、寛永十一年（一六三四）六月十五日誕生。慶安二年（一六四九）二月十六日天台座主二品堯然法親王を戒師として得度、十六才の時である。同年十一月二十五日法眼に叙せられ、同四年三月小僧都に任ぜられる。明暦二年（一六五〇）七月佛光寺の法燈を継ぐ。寛文四年（一六六四）十二月六日大僧都、同六年十二月十七日法印、同七年十二月二十三日権僧正に任ぜられる。寛文七年六月後水尾法皇勅して後醍醐天皇御宸筆の御伝文及び宗祖聖人自筆の嗣法相承の宝号を觀覽に供した。同八年には法皇の勅命により随庸上人自ら後醍醐天皇御宸筆御伝文及び絵図を贍写して奏上し、朝廷の宝庫に収められる。<sup>②</sup>法皇は賞として御宸翰の九字尊号、嗣法相承の宝号、御製和歌「山河」を賜ひ、後西上皇も御宸翰十字尊号及び御製和歌「早春風」を賜う。元禄二年（一六八九）三月二十九日五十六才にて遷化。在職二十年。室は防州吉川監物経倫の女。寛文三年（一六六三）四月入興、延宝元年（一六七三）十月十日寂。雲

晴院光如と称した。

このうち小稿の主旨に即して注目されるのは、傍線部(2)の、後水尾院、後西院から御製和歌が下賜されたことであるが、それについて記す前に、傍線部(2)にふくまれる「九字尊号」「十字尊号」「嗣法相承の宝号」について『佛光寺辞典』によって説明し、つづいて随庸上人の略伝のうち母と妻について補足する。門主家の縁戚関係は門主の文化的環境とでもいったものと密接なかわりをもっているはずである。ここでその門主家の縁戚関係と門主の文化的環境との関係について詳論するほどの知見を持たないが、いずれそれを考察するための手がかりの一つとして、随庸上人の母と妻について知り得たところを記しておきたい。

まず「九字尊号」「十字尊号」については、『佛光寺辞典』「十字尊号」の項に次のようにあり、「九字尊号」の項にも同主旨の記述がある。

十字名号ともいうが、十字は帰命盡十方無碍光如来で、阿弥陀仏の徳を讃嘆した名号である。九字尊号即ち南無不可思議光如来と二幅で対幅名号という。寺院においては十字尊号は右余間(向かって左)に奉掲し、在家佛壇においても、中尊の左側に奉掲するのを、佛光寺派として正式のものとして定められている。対幅名号は、必ず御本尊の両側にかげられるので、脇掛ともいう。

これによって想像すると、傍線部(2)は、後水尾院宸筆の九字名号に対して、それと対にすべく十字名号が後西院から下賜されたということではないかと思われる。

「嗣法相承の宝号」は、『佛光寺辞典』に次のようにある「嗣法相承名号(しほうそうじょうみょうごう)」のことであろう。

本山に所蔵されている宝物の一つで、宗祖親鸞聖人の真筆を模写したものといわれ、後水尾院の宸筆で、第十九代随庸上人の拝領と言ひ伝えられている。

『佛光寺辞典』には写真も掲げられている。その写真ではわかりにくいだが、実物を見ると、中央に「南無阿弥陀仏」の名号、左(向かって右)にそれよりやや小字で、「吾一宗宝号ヲ以テ本尊ト崇メ奉ルヘシ」、右(向かって左)に「黒谷法然上人面受直伝長弟親鸞(花押)」とある。ただし、この写真が「宗祖親鸞聖人の真筆」を後水尾院が模写した「後水尾院の宸筆」かどうか、私にはわからない。「目録」に「後水尾天皇宸翰嗣法相承名号」とは別に「嗣法相承名号」があり、「仮目録」には「作者」を「後水尾天皇」とする「嗣法相承名号」とは別に、「作者」を「親鸞聖人」とする「嗣法相承名号」がある。後水尾院宸筆とは別に記載されているこれら二つの「嗣法相承名号」は同じもので、これが『佛光寺辞典』「随庸上人」の項にいう「宗祖聖人自筆の嗣法相承の宝号」にあたるのではないかと、すくなくとも「目録」・「仮目録」の記載からは考えられるが、親鸞の真筆か否かの筆跡鑑定は私にはできない。花押はよく知られた親鸞の花押のようであるが、それも写されたものである可能性はむしろある。

次に、随庸上人の母・妻についてであるが、それぞれが誰であったのか、きわめてわかりにくい。傍線部(1)「母は吉川経倫の女」、傍線部(3)「室は防州吉川監物経倫の女」とある吉川監物経倫は、周防国岩国領の領主(岩国藩の藩主)吉川氏の第七代で、延享三年(一七四六)に生まれ、享和三年(一八〇三)に没している。その娘が、寛永十一年(一六三四)に生まれ元禄二年(一六八九)に没した随庸上人の母なり妻なりになることはあり得ない。

このような混乱は、『佛光寺辞典』が、歴代門主の伝を記すにあ

たつて大きく依拠している『歴世略伝』とそれに付録として付けられている澁谷家の系図（以下「『歴世略伝』系図」、または「系図」と略記）に、原因の一半はあるのではないかと思われる。まず系図の随庸上人の部分、写本によって引用する。付録を先にするのは順序が逆のようであるが、『歴世略伝』が歴代門主の妻に言及しないのに対して、系図は母と妻の両方を記載しているからである。引用にあたって漢字は現代通行の新字体を用い、行の中央に朱の点によって付されている文の区切りは通常の句点に替える。貼紙に朱書されている部分は「」で、また朱の直書きは（）で括弧で示す。

#### 〈十九世〉

随庸 諱堯導（幼名椿麿） 諡良正院

「十八世経海上人長子母吉川経倫女」寛永十一年六月十五日生。慶安二年二月十六日得度。同年十一月廿「五」日叙「法眼」（同四年三月任「少僧都」）明暦二年七月「繼」法灯「寛文四年十二月六日任「大僧都」。同六年十二月十七日叙法印。同七年十二月。廿三日任「権僧正」。元禄二年三月廿九日寂。在職二十年。寿五十六。「妻松平土佐守忠義女。明暦三年十一月六日寂。称「普照院」」

三行目の「十八世経海上人長子」云々の母にかかわる箇所は貼紙全面糊付けされているが、下になっている本行の「藤原氏土佐守山内忠義女」と、その右に朱で傍書された「削除ス」という文字が透けて見える。終わりから二行目の「妻」以下は、貼紙に朱書されているが、糊付けが貼紙の上辺のみであるため、原文は次のようになっていることが容易にわかる。

妻防州吉川監物経倫女寛文三年四月入興延宝元年十月十日寂

#### 雲晴院

そしてこの全文を朱の「」でくくり、下に「前代ノ室」と朱書されている。この「前代ノ室」と「妻松平土佐守忠義女」以下の貼紙の朱書とは、朱の色は明らかに異なっているし、筆跡も異なるように見えるが、別人の筆かどうか、よくわからない。

随庸上人の母と妻が誰なのかということは、父の第十八代門主経海上人の妻が誰なのかということ、また随庸上人の子女の母が誰なのかということと関わっている。そこで、まず経海上人の妻についての記述をみると、原文には、

松平土佐守忠義女明暦三年十一月六日卒普照院

とある。そしてこれを随庸上人の妻の場合と同様に朱の「」で括弧で、下に「後代ノ室」と朱書、さらに上辺のみ糊付けされた貼紙に、

妻防州吉川監物経倫女寛文三年四月入興延宝元年十月十日寂  
称「雲晴院」

と朱書している。「後代ノ室」と随庸上人の項の「前代ノ室」とは朱の色・筆跡ともに同じ、「妻防州吉川監物経倫女」以下の朱書は随庸上人の項の「妻松平土佐守忠義女」と朱の色・筆跡とも同じであるように思われるが、それはともあれ、経海上人の項で吉川経倫女について「前代ノ室」と朱書し、この随庸上人の項では山内忠義女については「後代ノ室」と朱書した人物は、経海上人と随庸上人の妻が入れ替わって記載されていると指摘したのであって、上辺糊付けの貼紙の朱書（以下貼紙に記された朱書を「貼紙朱書」と略記）はそれを承けてなされたものと考えられる。



つまり、写本『歴世略伝』系図の原文は、経海上人の妻を山内忠義女としているのに合わせて随庸上人の母を山内忠義女としている。それに対して貼紙の朱書は、経海上人の妻を吉川経倫女と訂正したのに合わせて、随庸上人の母も吉川経倫女としている。そして原文が吉川経倫女としている随庸上人の妻を、原文では経海上人の妻となっている山内忠義女と訂正しているのである。

別の言い方をすると、写本『歴世略伝』系図の原文によれば、経海上人の妻は山内忠義女で、この女性が随庸上人の母であり、随庸上人の妻は吉川経倫女ということになる。これに対して、経海上人と随庸上人の妻が誤って入れ換わっていると判断した人物がおり、山内忠義女について「後代ノ室」、吉川経倫女について「前代ノ室」と、訂正のための注記を書き入れた、それと同一人物によるところか別人かは未詳であるが、その注記を承けてそれぞれに「妻防州吉川監物経倫女」云々、「妻松平土佐守女」云々の貼紙がおこなわれたのである。

『歴世略伝』は前記のように歴代門主の妻に言及せず、随庸上人の場合も例外ではないが、母については系図と同様の事態がみられる。原文には、「母ハ藤原氏土佐守従四位山内忠義女」とあり、その「藤原氏」以下に、「防州吉川監物経倫ノ女」と朱書された紙片が張られているのである。その筆跡は、系図の経海上人の項に施されている上辺のみ糊付けの貼紙の「妻防州吉川監物経倫女」云々の朱書、同じく随庸上人の項に施されている上辺のみ糊付けの貼紙の「妻松平土佐守忠義女」云々の朱書と同一のように見える。系図における補訂との違いの一つは、この貼紙は全面糊付けされているということであるが、「藤原氏」以下は透けて見える。もう一つは、「母ハ」以下に朱で「防州吉川監物経倫女」と傍書され、その傍書に墨で縦線が重ね書きされている点である。この朱の傍書と貼紙の朱書は同一の筆跡のように見える。おそらく、「防州吉川監物経倫女」という傍書が、貼紙・朱書により不要に

なったための措置であろう。前述のとおり、吉川経倫女は随庸上人の母でも妻でもあり得ないが、誤りは誤りとして『歴世略伝』も系図も補訂の筋はとおっている<sup>9)</sup>。

『佛光寺辞典』は、おそらくこれら『歴世略伝』系図にしたがって随庸上人の母、妻を記していると思われるのであるが、母については『歴世略伝』系図両者の貼紙朱書をとって吉川経倫女とし、妻については系図の原文をとって同じく吉川経倫女としている。なぜ一方は補訂に従い、他方は原文に従ったのか、よくわからない。母と妻が同じ吉川経倫の娘ということは、経倫に実子か養女か、すくなくとも二人の娘があつて、姉が経海上人の妻になり妹が随庸上人の妻になったということになるが、そうしたことを示す確たる証拠があつたとは思えない。

一つ考えられるのは、『佛光寺辞典』の編まれた頃、写本『歴世略伝』系図の、「後代ノ室」という書き入れや「妻松平土佐守忠義女」云々の上辺のみ糊付けの貼紙、つまり随庸上人の妻を山内忠義女とする補訂はまだなかったということである。実は経海上人の母と妻の場合も同様に考えられるのである。写本『歴世略伝』系図の原文は、経海上人の母を「朽木伊予守舖親女」としているが、その「舖」に全面糊付けの貼紙があり、それに朱で「輔」と記している<sup>10)</sup>。そして、妻は前記のように原文は「松平土佐守忠義女」であり、上辺のみ糊付けされた貼紙に朱書で「吉川監物経倫女」と訂正している。いっぽう『佛光寺辞典』は、母を「朽木伊予守輔綱女」、妻を「松平土佐守忠義女」としている。ここでもおそらく『佛光寺辞典』は、母については「後代ノ室」の朱書、貼紙朱書にしたがいながら、妻については貼紙朱書ではなく原文にしたがっているのである。これを随庸上人の場合に合わせ見ると、前記のように、随庸上人の妻を山内忠義女とする補訂がまだなされていない時期に、『佛光寺辞典』は作られたと考えられる。しかし、大正四年に刊行された真宗全書版『歴世略伝』は、経

海上人の妻を「防州吉川監物経倫女。寛文三年四月入輿。延宝元年十月十日寂。称「雲晴院」とし、随庸上人の妻を「松平土佐守忠義女。明暦三年十一月寂。称「普照院一」とするが、これは「後代ノ室」「前代ノ室」という朱書の主旨と合致し、かつ上辺のみ糊付けの貼紙の「妻防州吉川監物経倫女」云々、「妻松平土佐守忠義女」云々の朱書と同文であって、大正四年にはすくなくとも「後代ノ室」「前代ノ室」の書き入れはすでに行われていた<sup>①</sup>のではないかと推測される。結局『佛光寺辞典』が随庸上人の母も妻も百年余り前の人である吉川経倫女とした事情は、よくわからないとしか言えない。しかし事情はどうであれ、写本『歴世略伝』、系図に依拠してのことだったとは想像できる。

母については、忠義が文禄元年（一五九二）生、寛文四年（一六六五）没、経海上人が慶長三年（一六〇六）生、明暦二年（一六五六）没、随庸上人が寛永十一年（一六三四）生、元禄二年（二六八九）没であるから、それが正しいかどうかはひとまずおいて、山内忠義女としても年代の上では大きい食い違いはない。しかし、妻は前記のとおり吉川経倫女ではあり得ない。岩国領第二代領主（岩国藩第二代藩主）吉川広正女がその人ではないかと思われる。

岩国徴古館に所蔵されている吉川氏の系図『藤原姓吉河系図』、『藤原姓吉川御系図』に記載されている吉川広正の子女のうち一人に、次のような注記がある。私に句点を付して引く。「母同上」「母同」は「母毛利輝元女」の意である。

女子 母同上。京都佛光寺門跡室。寛永五戊辰十二月六日誕生。延宝元癸丑十月十日卒。行年四十六歳。法名雲晴院英誉光如。  
（『藤原姓吉河系図』）

女子 母同。於又姫。寛永五年辰十二月六日生。佛光寺随庸

室。寛文四年二月十八日婚。延宝元年丑十月十日卒。歳四十六。雲晴院殿英誉光如大姉。  
（『藤原姓吉川御系図』）

後者に記されている「婚」の日が『佛光寺辞典』の「入輿」の日と異なっているが、命日が一致し法名はほぼ一致している。随庸上人より六歳年長であるが年代の齟齬はない。おそらく随庸上人の妻は、この吉川広正女であろう。

ただし、これで随庸上人の妻についてはすべて解決したというわけではない。前記のように写本『歴世略伝』系図の経海上人の個所の原文に、「妻松平土佐守忠義女。明暦三年十一月六日卒。普照院」とあり、これに「後代ノ室」と朱書され、随庸上人のところに妻を松平土佐守忠義女とする貼紙がある。この松平土佐守忠義すなわち山内忠義の娘を随庸上人の妻とするという記述は、『寛政重修諸家譜』に忠義の子女の一人について、

女子 母は某氏。大宮中将季光が室となり、離縁のち、佛光寺堯道に嫁す。

とある<sup>②</sup>のに対応している。堯道の「道」は「導」の誤りか、または同意の文字として用いたのであろう。随庸上人は、山内忠義女すなわち普照院が明暦三年（一六五七）に没した後、寛文三年（一六六三）または同四年に吉川広正女と再婚した、というのもあり得ないことではない。明暦三年は随庸上人二十四歳、寛文三年は三十歳である。以上の推測があたっているとしたら、従来山内忠義女とされていた経海上人の妻が実は誰なのかわからなくなってしまうが、それはまた別の問題であって、現時点では不明というしかない。

## 二 御製和歌

さて、前記のように本稿の主旨に即して注目すべきは、傍線部(2)の後水尾院、後西院からの御製和歌の下賜である。その経緯は、はやく写本『歴世略伝』の「十九世良正院」すなわち隨庸上人の部に次のように記されている。「[ ]で括ったのは貼紙に朱書されている部分、( )は朱で直接書き加えられている部分である。返り点、送りがなは原本に従い、私に句点を付す。真宗全書版は送り仮名・返り点をのぞき朱による補訂後の形と一致している。『佛光寺辞典』に記されている下賜の経緯は、内容が共通していること、またこの引用個所以外の記述が前述のように母についてはこの『歴世略伝』系図に、妻については系図に依拠していることからみて、これをふまえて記されたものと考えられる。引用部分冒頭の「同七年」は寛文七年(一六六七)である。

同七年六月二十二日 後水尾「法皇」勅<sup>シテ</sup>使<sup>シム</sup>後醍醐天皇「宸翰」及開祖自筆<sup>ヲ</sup>嗣法相承宝号<sup>ヲ</sup>備<sup>テ</sup>於<sup>テ</sup>觀<sup>ル</sup>。〈同年十二月十三日任<sup>シテ</sup>權僧正〉。同八年三月十二日「法」皇命<sup>シテ</sup>師<sup>ニ</sup>贈<sup>ス</sup>寫<sup>シ</sup>宸翰之祖伝及画図各一軸<sup>ヲ</sup>令<sup>シ</sup>藏<sup>ス</sup>於<sup>テ</sup>朝廷<sup>ニ</sup>宝庫<sup>ニ</sup>功成<sup>ル</sup>。「法」皇 觀<sup>ニ</sup>覽<sup>シ</sup>優<sup>ニ</sup>賞<sup>ス</sup>矣賜<sup>テ</sup>綸<sup>ヲ</sup>綸<sup>ヲ</sup>曰<sup>ク</sup>「山」親鸞伝記二卷速<sup>ニ</sup>遂<sup>ス</sup>カ書<sup>ヲ</sup>写<sup>シ</sup>殊<sup>ニ</sup>画<sup>ハ</sup>非<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>業<sup>ニ</sup>処<sup>ニ</sup>筆<sup>端</sup>無<sup>ク</sup>涉<sup>ス</sup>滞<sup>ル</sup>」〔襟之所感スル云。同年八月為<sup>シテ</sup>賞<sup>ト</sup>恩<sup>ト</sup>賜<sup>ス</sup>。〕「法皇」宸翰九字「宝」号<sup>ヲ</sup>及<sup>テ</sup>嗣法相承宝号並御製和歌<sup>ヲ</sup>。後西院「上皇亦」宸翰十字ノ宝号「及御製和歌」賜<sup>テ</sup>於<sup>テ</sup>師<sup>ニ</sup>。

『佛光寺辞典』は、ここでいわれている二首の「御製和歌」を、現在本山佛光寺に所蔵されている「山河の」、「早春風」の和歌色紙とみなして、「後水尾天皇」「後西天皇」の項に「御水尾天皇宸

翰和歌、「後西天皇御宸翰懷紙」として写真を掲載している。その写真ではわかりにくいだが、原資料によればそれぞれ、「山河の菊のした水いかなれば流れて人の老をせく覽」、「早春風 おほひゑやゆきよりおろすやまかせもみやこの春に今朝かすむらむ」という歌である。

親鸞の絵伝の写しを献上した賞として名号とともに下賜された御製和歌であるなら、内容は親鸞の絵伝、名号にかかわるか、または献上か下賜の季節に合ったものであるのが普通なのではないかと思う。しかし、「山河の」は下賜が秋八月であったことと適合しているものの、「早春風」は絵伝にも名号にもかかわらず内容であるし、季節も合わない。

内容や季節はどうであれ、御製であることに意味があるのかもしれないが、実は「山河の」の詠者は、三十六歌仙の一人、古今集歌人の藤原興風で、この歌は『新古今集』巻七・賀歌に「題不知 興風」として入集(新編国歌大観歌番号七一一)しており、ほかにも『興風集』(三三二)、『定家八代抄』(六二五)に収められている。また「早春風」は、『新明題和歌集』巻一・春に「早春風」として収められている歌(二八)であって、詠者は後西院ではなく「仙洞」すなわち靈元院<sup>③</sup>となっている。

これらが後水尾院、後西院の御製とされた理由はわからないが、いずれにせよ『佛光寺辞典』の誤りといわねばならないであろう。本山佛光寺には、後水尾院宸筆とされている和歌軸がほかにもう一点所蔵されている。「友こそは色香の外のいろかなれとへかし人ののはなのさかりを」という歌で、『後水尾院御集』春に、題は「見花恋友」、「とへかし人ののはなのさかりを」は「とへかし花の盛りすぐさで」として収められている<sup>④</sup>。前記した内容や季節の不一致はさておき「御製」といってさしつかえない歌ではあるう。しかし、この軸は箱の蓋の内側に、「阪本周齋宗信(傍書「初親信」)孫 阪本外記氏喬持」という墨書があり、軸の上部の半

月、八双（発装）等と呼ばれる部分の外側に、「從菊亭大納言当座 鋪御成之節奉相願拜受為家宝廊間桜御製也」<sup>15</sup>と直書されている。随庸上人へ直接下賜されたものとは考えられない。結局現在 本山佛光寺の所蔵品の中に、この時後水尾院、後西院から下賜された御製であることが明らかでないことになる。

しかし、このことは直ちに御製和歌の下賜自体がなかったことを意味しない。『佛光寺辞典』「随庸上人」の項に、「佛光寺第二十代の宗主。寛永十八年二月十日誕生。（中略）関白従一位二條光平の男で、母は後水尾上皇の皇女賀子（よしこ）内親王であるが、実は興正寺第十九世の准秀上人の第四子である。延宝二年十月讃州高松従四位松平頼重の養子となり、同年十二月に二條光平の実子となった上で随庸上人の法嗣となって佛光寺に迎えられた」と、後水尾院との関係を記す<sup>16</sup>。こうした縁戚関係を考慮すると、つづいて、

本山には、後水尾院御宸筆の九字尊号があるが、賀子内親王との関係であり、後西天皇、靈元天皇の御宸筆も数点あるが、何れも賀子内親王の兄弟関係のために拝領されたものである。

とあるように、名号や御製和歌の下賜が事実であった可能性は十分にありう。問題は写本『歴世略伝』が何によって御製和歌下賜の事実やその経緯を記述し、補訂したのかということであるが、今それについて述べる準備がない<sup>17</sup>。

ともあれ、もし『歴世略伝』の伝えるところが事実であるなら、随庸上人は前記の親鸞四百回忌から十年と隔たらないこの時期に九字名号、十字名号とともに御製和歌を下賜されたことになる。佛光寺にとって和歌がきわめて重要なものであることが改めて意識されたであろうことは想像に難くない。また、下賜された御製

和歌は、門主家が皇室につながる貴顕の家系であることの具体的な表象にもなる。親鸞が和歌の名手であったことと貴顕の出であることは、しばしば対になって伝えられている<sup>18</sup>。なお直接の下賜にかかると伝える御製和歌に、写本『歴世略伝』の「二十一世無量覚院」の項に、「同年三月 中御門天皇御製和歌賜於師」とある、中御門天皇から無量覚院すなわち寛如上人へ下賜されたものがある。「同年」は享保十二年（一七二七）である。「目録」『仮目録』はこれを本山佛光寺所蔵の「詠江上春望」の懐紙として、『佛光寺辞典』中御門天皇の項には写真が掲載されている。

### 三 御三代短冊

本節から第五節まで、小稿で紹介する随庸上人の詠歌を伝える資料三点につき、順次簡単に解説する。

まず『御三代短冊』は、佛光寺第十七代門主の存海上人、同第十八代経海上人、そして第十九代随庸上人の和歌短冊一枚ずつを並べて一軸にしたものである。向かって右から存海、経海、随庸の順になっている。各短冊の寸法は縦×横、単位裡で示すと、存海三四・〇×五・〇、経海三四・九×五・五、随庸三五・〇×五・二である。資料名は表紙の部分に、

存海  
御三代短冊 経海 三上人 ろ一号  
随庸

と墨書されているのによる。「ろ一号」は資料番号である。

これら三代のうち経海、随庸両上人の伝は『佛光寺辞典』にもつづいて「はじめに」に略記し、随庸上人についてはさらに第一節に『佛光寺辞典』同上人の項の全文を掲げた。存海上人は、『佛



光寺辞典』によれば、天正五年（一五七七）一月三日、第十六代経範上人の長子として誕生した。母は近衛尚通女である。天正十三年七月十三日、天台座主堯尊法親王を戒師として九才で得度、同十五日法眼に叙せられ、同十四年に門主の職を継いだ。同十九年大僧都、慶長七年（一六〇二）十月三十日権僧正に任ぜられ、元和四年（一六一八）八月五日、在職三十三年、四十二歳で遷化した。大悲心院と諡する。妻は朽木伊予守輔綱女である<sup>19</sup>。

門主が個人の趣味や興味で和歌を学ぶこと、詠むことはもちろんあり得るし、存海・経海両上人の略伝をみると、和歌を詠む機会、詠まねばならない機会のない環境だったとは考えにくい。随庸上人についても同じことが言える。そう考えれば、三代の上人の和歌短冊が一枚ずつあることに特別な意味はないかもしれない。また、この軸がいつ作られたのか未詳なのであって、短冊そのものの傷みが大きく、ことに随庸上人の短冊が判読しにくいほどであるのに比して表装の布地が新しく見えるのは、現在の表装が随庸上人の時代ではなく、それよりかなり後のものであることを示していると思われる。もしそうであるなら、偶然残っていたわずかな短冊の中から各一枚を表装したというだけのことかもしれない。

しかし、それら三枚が第十八代、第十九代、第二十代と順に並べられた一軸は、親鸞がすぐれた歌人であったという伝承が一般にも広がっていくのと並行して、佛光寺においても和歌が何らかの意味で重要なものになっていったということを、目に見える形であらわすもののように見える。さらに言えば、それら三枚に記されているのが、一派の門主の歌であるにもかかわらずどれも釈歌ではないことには、何か意味があるように思われる。次節でも述べるが、門主の和歌は常にそれによって仏の教えを説くために詠まれたわけではなく、一派の門主だからといって常に宗教者として詠歌することを求められているわけではない、ということ

をこの一軸は端的に示しているし、そのような歌を本山佛光寺においては門主の歌として尊んできているのである。想像をめぐらすなら、短冊にくらべて表装が新しくそうなことも修復によることである。最初表装は随庸上人の時代までさかのぼることができるかもしれない。

ちなみに、現在のところ第二十代随如、第二十一代寛如、第二十二代順如の三上人の和歌は本山佛光寺の和歌資料の中に見られない。次に門主の和歌が残っているのは、第二十三代門主の随応上人である。しかし、このことは直ちに第二十代から第二十二代まで三代の門主は和歌を詠まなかったことを意味しない。随庸上人の場合も、現在見られるのは軸や巻物等に仕立てられたものであって、未装の短冊や色紙、懐紙の類はない。それが残っているのは随応上人以降である。言い換えると、門主の歌であっても表装されないままの状態で本山佛光寺に残っているのは、すべて天明の大火（天明八年・一七八八）の後のものであって、それ以前のものとは本山の所蔵品のなかにまだ発見されていない。天明の大火で焼失を免れた本山佛光寺の和歌資料はきわめて少ないのである。

#### 四 随庸上人筆和歌集

資料番号は四号。外題・内題ともになく、資料名は、箱の蓋の表に「随庸上人和歌集」と墨書されているのによる。収められている五十三首歌のうち、一首が前節に取り上げた「御三代短冊」の随庸上人歌と一致し、その一首をふくむ九首が、次節に取り上げる「能登瀬村善性寺什物」の「随庸上人御短冊之写」十四首のうち九首と一致している。また詞書に登場する望月長好の在世期間、二條康道の江戸出府の時期と三回忌、松永貞徳の十三回忌のいずれも随庸上人の在世期間と齟齬しない。したがってこれを随

庸上人の歌集とすることに問題はないであろう。

卷子一卷、本紙の寸法は縦三四・一種、横四五一・〇種。随庸上人の和歌およびそう推定される和歌五十首、他の人物の歌三首からなる。三首のうち二首は望月長好詠、一首は二條康道詠で、随庸上人との贈答歌の一方である。このほか四八番歌の詞書のなかに、藤原定家の「あけば又秋のなかばもすぎぬべしかたぶく月のをしきのみかは」<sup>20)</sup>の上句が見える。筆跡からみて随庸上人自筆と推測されるが、誤写の可能性もある個所があるので断定はできない。

この歌集がいつまとめられたのか未詳である。集中、ある程度まで詠作年次の推定が可能なのは次のような歌である。歌の上の数字は翻刻の際に用いる歌番号である。引用にあたって濁点を付し、訂正されている箇所は訂正後の形にしたがう。

正月三日、はるたちければ

5 雪ながら冬をのこして今朝は先心をよもの春の初風

随庸上人の在世中、正月三日が立春であった年は、十四歳の正保四年(一六四七)、二十三歳の寛文六年(一六六六)である<sup>21)</sup>。これらのうちどちらで詠まれたのかはわからない。

はじめて東に下りける時

28 みわたせば山こそなけれふじの根の雲より上につもる白雪

随庸上人は、明暦二年(一六五六)に江戸へ下向し、五月十一日(二十三歳)、將軍に拝謁している<sup>22)</sup>。ただし、これより前の出府の有無は未詳であって、この時の歌とは断定できない。

大閤康道、大樹のもとへまかりたまふ御むまのはなむ

けに、御ぞにそへて申侍りし

37 分て行袖にかさねよ武蔵野の草はみながら霜やさむけき

当座に御返し給る

38 置霜を更にいとはじ東路や分行袖の日数ふるとも

「大閤康道」は二條康道である。二條康道は慶長十二年(一六〇七)生、寛永十二年(一六三五)撰政、正保四年(一六四七)辞撰政、寛文六年(一六六六)没<sup>23)</sup>。黑板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系』所収『徳川実紀』を人名索引<sup>24)</sup>によって検索すると、康道は將軍(大樹)のもとへ四回「参向」している。一回目は寛永十二年(一六三五)で、將軍は第三代の徳川家光、二回目は慶安元年(一六四八)で、將軍は同じく家光、三回目は明暦二年(一六五六)、將軍は第四代の徳川家綱、四回目は寛文五年(一六六五)で、將軍は同じく家綱である。これらのうち、一回目は随庸上人二歳で、歌の贈答があったとは考えられない。二回目も上人十五歳、康道四十二歳という年齢差は大きく、このような贈答があるのは不自然である。もし、すでに門主または新門主になっていたとしたら、そうした立場での贈答ということも考えられるが、この時随庸上人はまだ得度もしていない。三回目は随庸上人二十三歳である。このような贈答も十分可能な年齢であるろうし、その五月に上人自身が出府して家綱に拝謁し(『佛光寺年表』)、七月に門主を継いだ(『佛光寺辞典』)年であり、新門主としての行いとも考えられる。しかし、この三回目の下向は三月のこと、歌の「武蔵野の草はみながら霜やさむけき」と合致しない。これが随庸上人一流の措辞である可能性も皆無ではないような気もするが、四回目の下向は十月のことであって、この歌はその四回目の寛文五年の下向に際しての詠作とすべきであろう。

同じ比、広沢の長好来りて、42法の道君かわけしる

43 かひ有てのほるもやすき位山哉といへるに  
数ならぬ身さへたどらぬ位山みちあきらけき御代のめぐみに

「同じ比」は、この前に置かれている四一番歌の詞書に、「僧正になりける又のとし春たちける日」とあるのをうけている。随庸上人は僧正になっていないので、「僧正になりける又のとし」は、その十二月二十三日に三十四歳で権僧正に任じられた寛文七年（一六六七）<sup>⑤</sup>の翌年、寛文八年とまづは考えられる。しかし、『日本暦日便覧』下によれば寛文八年に立春はなく、前年十二月二十五日に立春、次の立春は寛文九年正月六日である。これをどう考えるべきか、寛文九年の立春を「又のとし春たちける日」と言っているのかもしれないが、ここでは疑問のまま残しておかざるを得ない。

「広沢の長好」は望月長好である。長好は元和五年（一六一九）生、延宝九年（一六八一）没。寛文八年には五十歳で在世している。なお、第二句の「身さへたどらぬ」は、濁点のほかは原本のままである。

太閤康道公の三回忌に、於二尊院

44 袖の露もみとせの秋にほしわびぬかけし小倉の名にやかた  
ん

二條康道は寛文六年（一六六六）没、三回忌は同七年である。

延陀丸十三回忌にあたりけるとし、人のすゝめけれ  
ば、如是我聞といふことを

45 我聞し御法は千々の星霜にくちぬこと葉のすゑぞしらぬ

「延陀丸」は松永貞徳である。貞徳は元龜二年（一五七二）生、承

応二年（一六五三）、随庸上人二十歳の年に没。十三回忌は寛文五年（一六六五）になる。

以上のように、詠作年次の推測可能な歌のうち、もっとも新しいのは、問題は残るが寛文八年または同九年詠の四三番歌である。五番歌と二八番歌は特定できないが、五番歌は新しくとも寛文五年であり、二八番歌は明暦二年以降ではない。したがって、この歌集が現在のようになつたのは、ひとまず寛文八年または同九年以降ということになる。

その頃までに、随庸上人の歌がどれほど詠みためられていたのか不明であるが、いずれにせよこの歌集は多くの中から選りすぐられた歌を用意周到に配列したもののように思えない。詠作順でもないし、勅撰集に倣った全編にわたる一貫した配列基準があるようにみえないからである。立春の日の歌だけでも五首、四〇、四一番歌を加えると七首あるのに対して、夏と冬の歌はほとんどない<sup>⑥</sup>。その立春の歌も、「春たちける日」三首からはじまって第四首は「としの内に春立ける日」、次は「正月三日春立ちければ」とつづき、その次は「としのはてに」の歳暮の歌になる。全編をつらぬくような配列基準はないといつてさしつかえないであろう。ただし、立春と歳暮、言い換えると一年のはじめと締めくくりといったおまかなまとまりがある、とは言える。同様のおまかなまとまりは、つづく「初春祝といふことを」と「若草」は春の初めの歌、それにつづく「田家月」から「月前述懐」は月にかかわる歌といったようにこの歌集全体を通じてみられるのであって、無秩序に並べられているというわけではない。

内容のうえでは、注目されることが二つある。一つは釈教歌が少ないことである。四五番歌は「如是我聞」という題からみてそれにあたり、「述懐の中に」と詞書にある五〇番歌「うきまゝ、にすめばと計おもふにぞ猶人なみに明くれの空」、五一番歌「住果ぬ世ぞとおりくなくさむる心ぞしばし命なりける」は歌意から釈教

歌と言い得るとして、釈教歌はこの三首にすぎない。この歌集とおして見える随庸上人像は、真宗佛光寺派の宗主、宗教者としての門主ではなく、松永貞徳・望月長好の流れにたつらなる一般的な歌人としての門主である。

注目されるもう一つのこと、おそらくそれと密接に関連している。全体として、気のきいた句や言い回しを頻用した、和歌らしい和歌を作ろうという意識のきわめて強く感じられる作が多いということである。一々の検討は省略するが、たとえば一番歌の、

春かぜにとくる氷の池浪も雪も音有軒の玉水

は、『古今集』巻一春・二の源当純詠、「谷風にとくるこほりのひまごにうちいづる浪や春のはつ花」を容易に連想させるし、第四句の「雪も音ある」は、『雅康集』の「夕まぐれめにみぬ雨やまじるらん雪に音有るまきのいたやは」(二二二)の第四句と類似している。「……に音有る」「……も音有る」の「……」の部分に雲や月のように本来は音のないものを置く技法は、この雅康詠の外にもいくつも見られる。また結句の「軒の玉水」は、閑居や山家、独り寝などのもの寂しい住まいや境遇と結びついて用いられる例が、平安後期以降の和歌によくある。「春かぜに」の歌は、このようないかにも和歌らしい語句や言い回し、技法の使用によって、一首の意味がわかりにくくなってしまっている。「はじめに」で、随庸上人が門主だった頃は、門主にとって和歌を詠む機会、詠まなければならぬ機会がふえ、門徒にとつても門主が歌を詠むことは疑問や不審、違和感を覚えるべきことではなく、むしろ門主が和歌を詠むことが当然であると考えられはじめたのではないか、という推測を述べたが、随庸上人の和歌は、そのような立場に置かれた人の、真面目な稽古の結果詠出されたもののように

に、私には思われる。

##### 五 能登瀬村善性寺什物

仮整理番号一〇一―二九六。継紙一紙。縦一七・九糎、横九〇・三糎である。筆者は未詳。「能登瀬村常性寺什物」という文書名は、冒頭の一行による仮称で、内容は能登瀬村の善性寺より「御当代」(現門主)による九字名号の染筆と裏書の願いがあつたことを記したものである。十字名号は万治元年(二六五八)に随庸上人染筆・裏書のものであるので、「当御代」に九字名号の染筆・裏書を願い出たのだという。万治元年は随庸上人の門主在職三年目、「当御代」は誰なのか未詳である。末尾に、「右之趣を以、何卒近年之内当御代九字御染筆被下、御裏も頂戴仕度候旨、願望之物語有り」とある。この「願望之物語有り」から、これは願書の写しではなく、願望していることを内々に取り次いだもののように思われるが、このように門主自身の労を求める場合など、願主から門主へ直接要求するといった形はとらないのかもしれない。この点はよくわからない。

善性寺は近江国坂田郡能登瀬村(現滋賀県米原市能登瀬)の真宗佛光寺派寺院である。『佛光寺辞典』によれば、創立年不詳、もとは天台宗に属し、式内社山津照神社の別当を勤め本願坊と称したが、暦応二年(延元四年・一三三九)に光厳院が本願坊善性に院宣を下して天下泰平を祈願した頃真宗に転じ、寺号も善性寺と改めたという。

その善性寺の什物として、前記のように「当御代」の九字名号染筆、裏書の願いがあつたことが記されているのがこの仮称「能登瀬村善性寺什物」である。「裏書」とは、『佛光寺辞典』「裏書」の項によれば次のようなものである。



本山より末寺または在家に下付する阿弥陀如来絵像を始め、宗祖以下歴代門主の絵像等に、門主がその裏面に肖像の名称、下付年月、願主名など記されたものを裏書とい、普通は御裏書或は御裏という。

名号への裏書きについては、同書「九字尊号」「十字尊号」の項に、それぞれ次のようにある。

九字名号ともいうが、九字とは南無不可思議光如来で、阿弥陀仏の光明の不思議なるを讃嘆した名号である。(中略)在家用の場合、尊号の横に、その時の宗主の印又は花押があるので、原則として裏書はされないが、特に願い出のある場合は、下付年月、願主名を門主が記されて下付される。

(九字尊号)

九字尊号即ち南無不可思議光如来と二幅で対幅名号という。(中略)対幅名号には、それぞれの尊号の横に、時の宗主の印又は花押があるので、原則としては裏書されないが、在家用の場合は、特に願い出があれば、下付年月、願主などを門主が染筆して下付される。

(十字尊号)

在家用の名号は特に願い出があった場合のみ裏書される、という点では両者一致しているが、寺院用は裏書されるのが普通なのか、されないのが普通なのか、今ひとつ明確ではない。また、そのような原則は時代を問わずあったのかどうか、そしてこの「能登瀬村善性寺什物」がどの時代の文書で、「当御代」が誰なのかもわからない。しかし、いづれにせよ「裏書」とは、阿弥陀如来像や歴代門主などの絵像、名号などの裏に門主自身によって書かれる(別紙に記す場合もあるという)ものであり、善性寺の什物と

して、門主による九字名号の染筆と裏書とが求められているということは確かである。前記のように、随庸上人染筆・裏書の十字名号がすでにあるので、それと対になる九字名号の染筆・裏書を当代に求めているのである。

この文書で注目されるのは、名号の染筆・裏書の願いにつけて、随庸上人の和歌短冊を所蔵していることを、まず言い立てていることである。しかも、そのほとんどは内容の上で仏道にかかわりがあるとは思えない歌である。さらに言えば、おそらく各一首の歌を記した十四枚の短冊が、それぞれのような経緯で善性寺に蔵されるにいたったかも不明である。随庸上人からの直接の下付もあり得るし、門徒からの寄進もあり得るであろう。もう一つは、随庸上人染筆・裏書の十字名号を所蔵しているという言い立ちは、それと対になる九字名号を求めるといふ意味がある。しかし、その随庸上人の和歌短冊を所蔵していること、その歌を列挙することに、どのような意味があるのだろうか。

それを明確に説明しているような、または明確な説明の根拠になるような文献は管見に入らない。しかし、この「能登瀬村善性寺什物」が、名号の下付を願う旨の文書にすでに所蔵している短冊の歌を列挙していることは、和歌が当時の門主や住職の個人的な趣味にとどまらない意味をもっていたのではないかと推測させる事実ではある。和歌がたんなる趣味、遊興の具ではなく、本尊の脇掛たる名号の授受に何らかの結びつきを有していることを意味している、言い換えるなら、佛光寺派の、いわば宗教活動に無縁ではないことを示しているのではないかと思われる。

そこで思い合わせられるのは、先に掲げた『佛光寺辞典』の随庸上人の略伝に、

法皇は賞として御宸翰の九字尊号、嗣法相承の宝号、御製和歌「山河」を賜い、後西上皇も御宸翰十字尊号及び御製和歌

「早春風」を賜う。

とあったことである。ここでも尊号(名号)と嗣法相承の宝号という宗教的な文物と和歌とが取り合わせられている。ただし、この『佛光寺辞典』の記述は前記のように写本『歴世略伝』の補訂部分にもとづくものであって、その補訂の信憑性については慎重に検討しなければならない。なお、三番歌の第四句「けをひとなみに」は原資料のままである。『随庸上人和歌集』五〇番歌では「猶人なみに」となっている。

## 第二部 翻刻

### 凡例

翻刻に際し、次のような処理をほどこした。

- 一、『随庸上人和歌集』『能登瀬村善性寺什物』については和歌の頭に歌番号を付した。
- 一、漢字・仮名ともに現在通行の文字を用いた。
- 一、改行は原本にしたがった。
- 一、削除は、原本の見せ消ち、重ね書き等の形式にかかわらず、ここでは「」の重ね書きによって示した。
- 一、「能登瀬村善性寺什物」の後ろに、『随庸上人和歌集』と同一資料との重出歌一覧を付した。
- 一、『随庸上人和歌集』二九番歌・「能登瀬村善性寺什物」七番歌の詞書の「梅尾」、『随庸上人和歌集』四三番歌第二句「身さへたとらぬ」など、誤写の可能性のある文字があるが、「ママ」などの注記はほどこさない。

### 〔一〕 御三代短冊

〈向かって右より〉

人伝

恨恋

小春鶯

富士

思へともたまさかにたにあひみねは  
よすかもとめて恨こそやれ 存海

時となくけさ鶯のこゑきけは  
さすか小春のしるしこそ思ふ 経海

みわたせは山こそなけれ富士のねの  
雲よりうへにつもるしらゆき 随庸

### 〔二〕 随庸上人筆和歌集

春たちける日

- 1 春かせにとくる氷の池浪も雪も音有軒の玉水
- 2 世は春をなれしりかほに鶯のまちける今朝の声も嬉き
- 3 春もおし山の名もおしかつらきやかすみかすまぬみねの白雲

としの内に春立ける日

- 4 ことしけき人の心にいそかれて冬の日数に春や来ぬらん
- 5 雪なから冬をのこして今朝は先心をよもの春の初風

正月三日はるたちける日 れは

としのはてに

秋の夜の月

6 としなみのなかれてとたにたのまれぬ身にさへおしき

けふのくれ哉

月前草露

16 月かけは白きをのちの草の原えやはよはし

露の色く

7 おもひせく心のうちのとしなみはよとむかひなきとしの暮哉  
8 おしめともつれなくくれてことの葉のむへもとしとは身にしら

れけり

連夜見月

9 世中よとすれはかゝりかくとたにいひしらぬ間にとしそくれ

ぬる

17 これその秋のかきりは月をみむよしや老その  
森のこからし

初春祝といふことを

暁月

10 花に咲代々も万のことの葉のたねとりそむる宿の初春

18 いく夜かは手枕なれて月影の袖に別るゝあかつきの  
そら

11 うれしくも我身としなみ立かへりなかれて千代の春そ来に

ける

池月

19 池水に浪のうき草吹分て風のやとせる

夜半の月影

12 やかねとも春日にもえてかすみしく野は若草のつまも

こもれり

月前虫

20 虫の音もあまりくまなき月影に霜の色とや

かつよりはり行

田家月

13 たえてやはすゝのしのやのいなむしろ露しく床に

有明の月

菴月

21 すむ月に我世へかたきあらましのむかし語を

しはの戸の内

在明月

14 出てより高まと山の月にめて入かたしらぬ在明の用

空

月前露

22 秋風にあさちか露のやとかれて袖にかたらふ

有明の月

15 露払こけの衣のかたしきにわりなくやとる

月前苔

暮秋月

23 月かけも半霜夜のかれくゝにこのころさむし

庭の浅茅ふ

うつしつるかな

山の鹿を

30 小倉山秋の哀を月に又のこさぬみねの鹿の

つまこひ

月前述懐

24 物おもはて見し夜は月も心からまた誰袖に

影くもるらん

夢の曙

秋の歌の中に

25 かしこきに移る習を夕時雨そむるこすゑを

心とをして

法皇より貝つくしを給りける時

32 数ならぬ身をしわけねは筑波山しけきめくみは

いけるかひ有

神祇の歌の中に

26 くり返しいともかしこし神ぞ知いのる心はあけの

玉かき

麓川といふ石に

33 山たかみつねにみなきる麓川あらしもそれと

水の白波

ひさしく音信さりける人に

つかはしける

27 そめかねし秋の時雨の夏も又まつよたひくゝ

過るゆふ立

暮秋の比広沢にもうてて

篠の屋に二日三日はかりあそひ

けるにあるしのおきなはとなり

うつりて 34 おもはずも君かかりねの

篠の屋に夜さむの露もこゝろして

をけと有ければ

28 みわたせは山こそなけれふしの根の雲より上に

つもる白雪

35 篠の屋のかりねはやすく夢にたに君かふしとの

いとほるゝかな

梅尾にて

29 爰も又おなし三笠の神垣を鹿の音ながら

同し比広沢の眺望を

36 池水のあはれ汀の虫の音に散比おもふみねの



もみち葉

37 太閤康道大樹のもとへまかり  
たまふ御むまのはなむけに  
御そにそへて申侍りし  
分て行袖にかさねよ武蔵野の草はみなから

霜やさむけき

当座に御返し給る

38 置霜を更にいとはし東路や分行袖の日数ふる  
とも

神無月の比旅のやとりにて冬

ほたんのさけるを折て人  
のすゝめけるに

39 ふるさとのゆめもまくらにほとちかきたひねなから  
に

むすひ侘らん

春立ける日人丸の影前にて

40 かきりなきのちの代までもとまる名のひしりの  
影と先あふくなる

僧正になり侍りける又のとし

春たちける日

41 いつしかと苔の袂もとしくれてあけの衣に  
春風そ吹

同し比広沢の長好来りて 42 法の道

君かわけしるかひ有てのほるもや

すき位山哉といへるに

43 数ならぬ身さへたとらぬ位山みちあきらけき  
御代のめくみに

太閤康道公の三回忌に於

二尊院

44 袖の露もみとせの秋にほしわひぬかけし小倉の  
名にやかこたん

延陀九十三回忌にあたりけるとし

人のすゝめければ如是我聞と

いふことを

45 我聞し御法は千々の星霜にくちぬこと葉の  
すゑそしられぬ

西行法師のしるしに書付侍る

46 なかれては代々にうつまぬ難波江や鳴たつ  
沢の秋のことの葉

名所月

47 はつせ山うらみしかねのこゑすみて月にさはらぬ  
よそのうき雲

ある人定家卿あけはまた

秋の半も過ぬへしといふ歌を

一字つゝかしらにをきて古歌の

一句を入れて人々によませ侍る中に

寄月聞恋

48 へたてこし雲井のよそのをとつれを二度  
きくも月のよすかに

49 煙たつ浦のとまやの秋の色をよはぬ月に  
海月  
身をやつくさん

50 うきまゝにすめはと計おもふにそ猶人なみに  
述懐の中に  
明くれの空

51 住果ぬ世そとおりくなくさむる心そしはし  
命なりける

52 おほろ夜の月に契りしことの葉は待に  
契待恋  
かひなき空たのめ哉

53 夕露の色そふ花にまとゐしておもはぬ袖も  
花下忘帰  
から錦なる

(三) 能登瀬村善性寺什物

能登瀬村善性寺什物  
随庸上人御短冊之写

1 月影も半霜夜のかれくくに  
暮秋月

この比さむし庭の浅ちふ

2 たへてすむ草の庵と露ふかし  
閑中花  
花より外は秋の夕くれ

3 うきまゝにすめはとはかり思ふにそ  
述懐  
けをひとなみに明暮の宿

4 初てあつまに  
下りけるに

見わたせは山よりなけれふしの根の  
雲よりうへにつもるしら雪

5 わけて行袖にかさねよ武蔵野、  
草のみなから霜やさむけき  
大樹のもとへまかり給ふ  
御むまのはなむけに御そ  
てうしさせてかく申侍りし

序品

如是我聞

6 われ聞し御法はち、の星霜に  
くちぬこと葉のすゑぞ知られぬ

梅尾にて

7 こ、も又おなし三笠の神かきを  
鹿のねなからうつしつるかな

西行法師の塚に

8 なかれては代々にうつまぬ難波江やしき立沢の秋のことの葉

右

随庸上人大幅十字  
御裏書左之通

海月

9 煙立うらのとまやの秋の色  
思はぬ月に身をやつくさん

□<sub>27</sub> 御判計

万治元戊戌年七月廿六日

方便法身宝号

江州北坂田郡能登瀬村

善性寺常什物

花下忘婦

10 夕露のいろそふ花にまとゐして  
思はぬ袖も唐にしきなる

右之趣を以何卒近年之内

当御代九字御染筆被下御裏も頂戴仕

度候旨願望之物語有り

歳暮

11 行年はわか身につもるちりひちの  
やまともろこしおしむくれかな

試筆

12 思ひいる数にはあらてよし野山  
よしある人の花のはつ春

能登瀬村善性寺什物・随庸上人和歌集重複歌番号一覽

\*上 能登瀬村善性寺短冊

下 随庸上人和歌集

名所立春

13 名のみして冬の日数やこもりくのはつ瀬の山は春としもなし

1 ..

3 ..

4 ..

5 ..

6 ..

7 ..

8 ..

9 ..

立春

14 関の戸のいつくはあれとあふ坂や  
けさは名に立はるの通ひ路

## 注

10..53

(1) 平松令三編『真宗史料集成』第七巻(同朋舎 昭和五〇年一月)「解説」。

(2) 一例として『しんらん記』の記述を、『真宗史料集成』第七巻所収『しんらんき』によって引用する。その際に私に濁点を加除した部分、傍書を省略した部分がある。文中の「ぜんしん」「ぜんしんぼう」が親鸞である。和歌の達人であることが、「うちほと御たづね有ければ、わかさのかみかまこ成よしをそうもん有、みかどゑいぶん有て、扱はことほり也、(以下略)」と、貴顕の家の出であることと結びつけられていることも注目される。

三条のう大臣、じちんくわしやうの御うたをたんじ給ふに、ゆきふれば身にひきそふるはしたかのたなさきのはやしらふ成らん、と有しかば、みかどをはじめ奉りげつけいうんかくかんいたへさせ給ふ所に、内よりのせんじに、ぜんしんもしゆく／＼とちよくせんくだりければ、もとよりさずの御でしにて、ぜんしんとりあえずかくばかり、はしたかのみよりはかぜふき立ておのれとはらふそでのしらゆき、とよませ給へば、みかど大きに御かん有て、うちほと御たづね有ければ、わかさのかみかまこ成よしをそうもん有。みかどゑいぶん有て、扱はことほり也、おうぢもしししようもよにこゑたるかじんなれば、おとらずとうさにかゝるめい所をゑいずる事かなと、かたじけなくもちやくし給ひたるぎよいをぜんしんぼうにくだし給ふ。

(3) 「佛光寺と和歌」(佛光寺の歴史と文化編集委員会編『佛光寺の歴史と文化』真宗佛光寺派宗務所、二〇一一年五月)

(4) 澁谷有教編『佛光寺辞典』(本山佛光寺、昭和五九年三月)

(5) 写本の目録は、表紙に、「昭和二十年一月現在 書画目録」、奥

に「昭和二十年一月 書画目録整理畢 快堂筆」とある一冊と、書名、編者名、作成年次を記さない一冊を合綴したもの。「快堂」は澁谷有教氏すなわち第二十九代門主真照上人の号である。仮目録はそれにもとづいて、澁谷暁真前門主によりデータベースソフトを用いて作成されたものであるが、新知見の盛られている箇所がある。私の手許にあるのは、一九九九年五月にプリントアウトされたものである。以下、写本の目録を「目録」、前門主作成の目録を「仮目録」と略記する。

(6) ただし、「目録」・「仮目録」に載っている書画以外の書冊・文書のなかに、随庸上人にかかわる和歌資料は現在のところ後掲の「善性寺什物」のほかみられない。書冊・文書の中でもっとも多いのは、天明の大火(天明八年・一七八八)後、伴蒿蹊、香川景樹が本山佛光寺に入入りしていた時期の第二十三代随応上人にかかわるものである。

(7) 小幡徳義編、同徳常補訂。付録として澁谷門主家の系図「佛光寺系図」を付す。妻木直良編『真宗全書』続編十八(蔵経書院、大正四年一〇月。国書刊行会昭和五一年六月復刻『真宗全書』第六九巻)所収。三上景文編『地下家伝』によれば、小幡氏は二條家侍で、徳義は寛政十年(一七九九)生、安政二年(一八五五)没。徳常は徳義男。文政六年(一六二三)生(正宗敦夫編纂校訂『地下家伝』中巻(自由日報社、昭和四三年一月)による)。「真宗全書」「解題」によれば、徳常は徳義の養子で、実父は二條家諸大夫松波雅楽頭。明治十五年没。本山佛光寺所蔵『佛光寺御日記』には徳義、徳常ともに本山佛光寺家司として登場している。

この真宗全書所収『澁谷歴世略伝』とは別に、小幡二郎編『澁谷歴世略伝』写本一冊(付録として澁谷門主家の系図を付す)が本山佛光寺に所蔵されている。巻頭の凡例によれば、明治十二年二月二日起稿、同年三月二十九日功全成。この写本『澁谷歴世略伝』に徳義、徳常の名は見えず、二つの『澁谷歴世略伝』の関係は未詳であるが、おおまかに言えば、真宗全書版の底本「澁谷歴



世略伝（写）一卷」は本山佛光寺所蔵、小幡二郎編『澁谷世略伝』であり、小幡二郎は徳常その人と推測される。以下、『澁谷世略伝』は『歴世略伝』と略記する。また、真宗全書所収『澁谷歴世略伝』は真宗全書版『歴世略伝』、本山佛光寺所蔵本は写本『歴世略伝』と記し、それぞれ「真宗全書版」、「写本」と略記する場合もある。

(8) 木村礎ほか編『藩史大事典』第六卷（雄山閣、平成二年二月）「岩国藩」（執筆者桂芳樹・藤重豊）による。

(9) ただし、写本『歴世略伝』系図で、随庸上人の实子である一女の母が吉川経倫女のままになっている。少し詳しく説明すると、写本『歴世略伝』系図は、随庸上人の子女として第二十代門主随如上人の二人を掲げているが、随如上人については、「関白中一位二條光平男、母後水尾上皇皇女賀子内親王」、「実興正寺第十九世准秀第四子」とあるので、実子は女子一人ということになる。その女子の母が吉川経倫女のままになっているのである。訂正作業の際の見落としてであろう。ちなみに、真宗全書版の系図もこの女子の母を吉川経倫女としている。

(10) ちなみに、写本『歴世略伝』は、原文「母ハ朽木伊予守舖綱ノ女」、その「舖」に朱で見せ消ちの点を付し、同じく朱で「輔」と書き加えている。朽木舖綱（舖綱とも）は享保十五年（一七三〇）生、天明七年（一七八七）没（木村礎・藤野保・野上直編『藩史大事典』第五卷「福知山藩」、執筆者塩見行雄、平成元年四月、雄山閣）で、時代が大きく異なっている。朽木輔綱という人物は管見に入らない。

(11) 写本系図の経海上人、随庸上人の妻についての貼紙朱書は、それぞれ「妻防州吉川監物女。寛文三年四月入興。延宝元年十月十日寂。称二雲晴院一」、「妻松平土佐守忠義女。明暦三年十一月六日寂。称二普照院一」となっている。これは真宗全書版系図の該当部分とは同文であるが、同時に経海上人の妻については随庸上人の妻、随庸上人の妻については経海上人の妻についての写本系

図の原文と同文であって、貼紙朱書はなくとも、「後代ノ室」「前代ノ室」の書き入れに従えば、真宗全書版の本文は成立する。

(12) 『新訂 寛政重修諸家譜』第一三（統群書類従完成会 昭和四〇年七月）による。

(13) 『新編国歌大観』CD-ROM版Ver. 2の「解題」（上野洋三・大谷俊太・久保田啓二）に「書中の「今上」は中御門天皇、「仙洞」は靈元院、「新院」（一八一〇）は後西院にあたる。」とあるのによる。

(14) この歌は『新明題和歌集』では題を「見花思友」、下句「とへかし花の盛すささで」、詠者を「道見」（聖護院道見法親王）としている。

(15) 「当」から「拝」までは布地の破損、劣化のため判読不能。「目錄」によって補った。

(16) 随如上人が松平頼重の養子となったことについては「後水尾天皇」の項に、同上人につき「讃州高松従四位松平頼重の猶子となり（養子との説もある）」とし、また二條光平の实子になったことについては、「二條光平の实子となり（猶子との説もある）」とする。

(17) 塩谷菊美「非本願字系親鸞伝」の成立―佛光寺本『伝絵』のメデア・デビュー」（『佛光寺の歴史と文化』）に、随庸上人の「開山親鸞伝記二卷」の書写、献上について次のようにある。『著聞鈔』は「佛光寺絵詞伝著聞鈔」（延宝六年（一六七八）刊）、「佛光寺本」は、本山佛光寺所蔵「善信聖人親鸞伝絵」をさす。

『著聞鈔』によれば、佛光寺本は寛文七年（一六六七）六月二十二日に後水尾院・後西院の観覧に達し、その後、時の門主随庸自身の手になる写本が作られて、院の御文庫に納められたという（写本献上の年月日は不明）。（二九三頁）

『著聞鈔』によれば、（中略）後醍醐天皇はまた、第三代源海が親鸞の生涯を描いた二卷の絵詞を見たが、文章や絵に正しからざるところがあったため、自ら筆を下して書き直し、絵は土佐家に描かせて佛光寺に与えた。後水尾院はこのことを

聞いて、寛文七年（一六六七）六月二十二日に梅小路定矩に命じて禁裏に運ばせ、一見の後、門主の手で写本を作って献上するよう院宣を下したという。（二九五頁）

また同論文には、後水尾院・後西院宸筆和歌の下賜に関する次のような記述もある。

佛光寺には後水尾院・後西院の墨跡が蔵されているが、今回の佛光寺とその山内寺院の調査でも、長性院に後水尾院の詠草、光蘭院には後西院の墨跡や詠草のほか、後水尾院筆六字名号と後西院筆九字・十字名号を下賜された際の文書と、実際に六字・九字・十字の各名号が蔵されていることが判明した。名号幅に両院の名が記されているわけではないが、佛光寺派の知足軒が貞享四年（一六八七）に刊行した『善信聖人報恩抄』に「後水尾院御自筆ノ六字名号アリ。後西院ノ御自筆ノ九字ノ名号、十字の名号被遊被下、三幅対ニイタシ、是モ光蘭院ニアリ」とあることからしても、これを指すと見てよい。（二九六頁）

そして、これについての注に、次のようにある。

渋谷有教編『佛光寺辞典』（本山佛光寺、一九八四年）。長性院資料番号北―H―41、北―A―5―1、光蘭院資料番号P―2、3、4、19、29、32、34。P―2に「内々願之 後水尾院宸筆六字名号、先日偏 新院観覧処殊勝思召、如願其宗門九字十字之名号被 宸筆条可有頂戴候、誠一宗幸其院至宝不可過之也。／三月八日（花押）／光源寺秀旭」とある。P―4「後西院詠草」は「たちはなのかけふむ道を過やられてはしまたる、ほと、きすかな、P―19「後水尾天皇宸翰」（木箱蓋上書に「後水尾院御宸翰／若菜御製」とある）は「わか／な／いく千世をつまんしるしに老らくも春は若菜の名にやあふらん」である。（三二二頁）

ここでも後水尾院、後西院の名号と和歌との両方がそろっていることに注目されるが、長性院、光蘭院への名号、和歌の下賜が、

『歴世略伝』『佛光寺辞典』という隋唐上人への下賜とどのような関係にあるのか不明である。なお、「たちはなの」は『続千載集』巻三・夏に、「百首歌奉りし時 権大納言定房」として入集（二七七）、「いく千世を」は『新編国歌大観』に見えない。ちなみに、鈴木健一「後水尾院歌壇主要年表」、「靈元院歌壇主要年表」（同氏著『近世堂上歌壇の研究』（汲古書院一九九六年一月））に、佛光寺、佛光寺派門主、佛光寺末寺の名は見えない。

(18) 注2の「しんらん記」参照。

(19) 写本「歴世略伝」系図原文は母を「家女房」として、朱で「藤原氏関白太政大臣尚通女」と訂正、妻は原文「朽木伊予守鋪綱」とし、「鋪」を貼紙・朱書で「輔」と訂正している。朽木鋪綱は福知山藩第七代藩主で、注(10)に記したように時代が合わず、朽木輔綱は実在を確認できない。

(20) 『新勅撰集』巻四・秋歌上二六一、詞書「後京極摂政、左大将に侍りける時、月五十首歌よみ侍りけるによめる」ほか。

(21) 湯浅良美編『増補日本暦日便覧』下（汲古書院 平成二年二月）による。

(22) 佛光寺教学資料編集委員会編『佛光寺年表』（真宗佛光寺派宗務所 平成九年四月）による。同書に「徳川実紀」とあるとおり、この件は「徳川実紀」に記載されている。

(23) 橋本政宣編『公家事典』（吉川弘文館 二〇一〇年（平成二二年）三月）による。

(24) 徳川実紀研究会編『徳川実紀索引 人名篇』（吉川弘文館 二〇〇三年六月）

(25) 『歴世略伝』、同系図、『佛光寺辞典』

(26) 夏の歌としては二七番歌がある。歌意は私には理解しきれないが、「夏も又まつよたひく／過るゆふ立」とあるので夏の歌といってもよいであろう。ただしこの歌は、「ひさしく音信ざりける人につかはしける」という詞書によるなら、雑の歌または女の立場で詠んでみた恋の歌と言えなくもない。また、三九番歌「ふるさとのゆ

めもまくらにほぢちかきたびねながらにむすび侘らん」は、詞書に「神無月の比」とあって、明らかに冬に詠まれた歌であるが、やはり羈旅の歌といふべきであろう。

(27) 随庸上人花押写。随応上人の花押は『佛光寺辞典』の「花押」の項に影印が掲示されている。

〔付記〕

資料の閲覧・掲載につき、澁谷恵照門主と御家族より格別の御厚意を賜った。記して深謝する。なお、本稿は平成二十四年度科学研究補助金（課題名「浄土真宗と和歌―佛光寺派と桂園派の関係を中心として―」、課題番号21520191）による研究成果の一部である。